

合理的配慮の提供に関するガイドライン

関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 DE & I 推進委員会

2024. 7. 3

障がいのある学生支援に関する基本的な考え方について

1. 障がいのある学生の受け入れ方針

本学は、障がいの有無に関わらず、すべての学生が相互の立場を尊重し合い、学び合う環境を整備し、共生社会の実現に貢献する。障がいのある学生および入学志願者が希望し、その実施に伴う負担が過重でない範囲において学修する権利を保障するための合理的配慮を行うと共に、すべての構成員が問題意識を共有し理解と協力を広げるべく啓発活動を行う。

2. 「社会モデル」と「社会的障壁」について

◇社会モデル：

障がいを個人の心身機能の問題として捉えるのではなく、心身機能の障がいと社会的障壁（モノ、環境、人的環境等）との相互作用によって障がいを作り出されるとする考え方

◇社会的障壁：

障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指す

3. 支援の対象となり得る範囲

◇学生の範囲：

本学に在籍する学生（大学生、短大生、大学院生、研究生、科目等履修生、交換留学生、留学生、別科生）および本学に入学を志願する者（オープンキャンパスや説明会等の参加者を含む）

◇活動の範囲：

授業、課外授業、学校行事、課外活動（クラブ、サークル活動を含む）をはじめ入学試験（オープンキャンパスや説明会等を含む）や就職活動等、本学が行う教育研究に関するすべての事項

4. 支援の対象となり得る障がい等

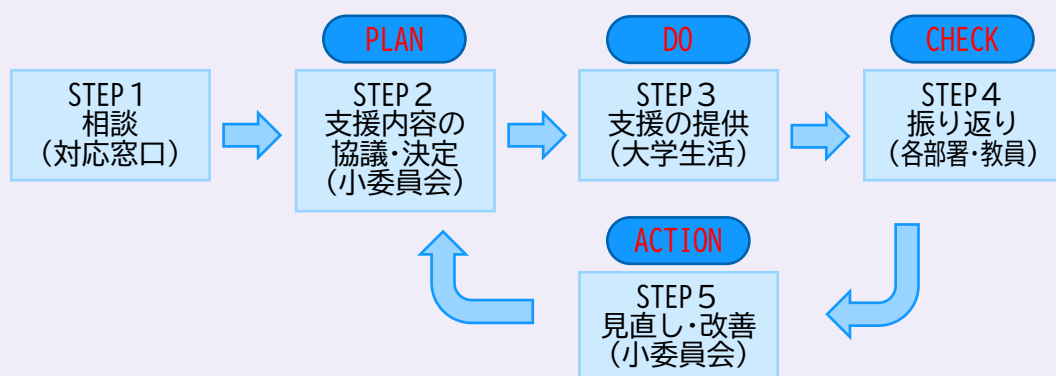
◇身体障がい

◇精神障がい

◇G I D（性同一性障がい、性別違和、性別不合）

◇その他の心身の機能の障がい

修学上の合理的配慮の提供プロセス



STEP 1 : 相談

学生が、学生相談室、学生対応窓口や授業担当者に相談する

STEP 2 : 支援内容の協議・決定

必要に応じて、学生と小委員会（事務局、授業担当者等）が建設的対話を通じて具体的支援内容を決定する

STEP 3 : 支援の提供

決定した支援内容に基づき、大学生生活・修学上の合理的配慮を提供する

STEP 4 : 振り返り

小委員会は学生、授業担当者、関連部署等へのインタビューやアンケートにより評価を行う

STEP 5 : 見直し・改善

小委員会は振り返りによる評価をもとに、支援について必要な見直し・改善を行う

不当な差別的取扱いに関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いとは、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育や研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否する、または提供にあたって場所や時間帯などを制限したり、障がいがない学生に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある学生の権益を侵害したりすることをいう。

正当な理由に相当するのは、障がいのある学生に対して、障がいを理由として、上記機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

不当な差別的取扱いに該当し得る具体例

- ◇ 障がいがあることを理由として、具体的な場面や状況に応じた検討を行うことなく、一律に以下の取扱いをすること
 - ・ 受験、入学、授業受講、研究指導を拒否すること
 - ・ 研修、講習、実習フィールドワークへの参加を拒否すること
 - ・ 式典、行事、説明会への出席を拒否すること
 - ・ 施設の利用やサービスの提供を拒否すること
 - ・ 事務窓口等での対応順序を劣後させること
- ◇ 成績評価において合理的配慮をうけたことを理由に差をつけること
- ◇ 過剰な配慮によって成績評価を優遇すること

合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮とは、障がいのある学生が教育を受ける権利を行使できるよう、本学が必要かつ適当な変更・調整を行うことをいう。それは状況に応じて個別に必要とされるものであり、かつ、他者との均衡を失した、または本学に過度の負担を課さない配慮をいう。

過度の負担については、単に一般的・抽象的な理由にもとづいて判断するのではなく、個別の事案ごとに次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況に応じて総合的・客観的に検討を行い判断する。過度な負担に当たると判断した場合には、その理由を丁寧に説明するとともに、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択等も含めて柔軟に対応を検討する。

- (1) 本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模および財政・財務状況

合理的配慮に該当し得る具体例

1. 物理的環境への配慮

- ◇ 移動に困難のある学生のために、教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- ◇ 移動に困難のある学生のために、登下校に際して駐車スペースを確保すること
- ◇ 図書館やコンピュータ室等の施設・設備を利用できるように改善すること
- ◇ 障がい特性により、授業中に離席の必要がある学生に、出入口に近い席を確保すること

2. 意思疎通の配慮

- ◇ 言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- ◇ 視覚に障害のある学生の要望に応じて、電子ファイルや拡大資料等を提供すること
- ◇ 授業中に使用する資料を事前に提供し、確認する機会を設けること
- ◇ 事務手続きの際に、本人に代わって教職員や介助者等が必要書類を作成すること
- ◇ 窓口での手続きや申請の際に、手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- ◇ 授業中のディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をすること
- ◇ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙や黒板に書いて視覚的情報として伝達すること

3. ルール・慣行の柔軟な変更

- ◇ 入学試験や定期試験において個々の学生の障がい特性に応じて試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- ◇ 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- ◇ 授業に介助者が必要な場合は、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- ◇ 授業においてＩＣレコーダー等による録音を認めること
- ◇ 授業中、ノートを取ることが難しい学生に板書等の写真撮影を認めること
- ◇ 教室内で講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- ◇ 学校行事や講演講習等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- ◇ 学内外での実習等において、受入れ機関と協力して合理的配慮のための調整を行うこと
- ◇ 感覚過敏等がある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- ◇ 障がい特性との関係で、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、可能な範囲で期限の延長を認めること
- ◇ 履修登録の際、機能障がいによる制約を受けにくい授業を履修できるようにすること
- ◇ 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを教職員等が個別に行うこと

根拠資料の提出

障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の申し出を受けた際には、個々の状況を適切に把握するため、学生から障がいの状況に関する根拠資料の提出を求めることが適切である。

ただし、障がいのある学生が合理的配慮の提供を受けるための条件として根拠資料の提出を求めるものではない。

◇根拠資料の例

- ・ 高等学校等での支援内容が分かる資料
- ・ 診断書
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 心理検査の結果
- ・ 専門家等の所見
- ・ その他、支援が必要となる状況を客観的に判断できる資料

合理的配慮には含まれない場合の基本的な考え方

合理的配慮に含まれるかどうかの判断については、社会通念上の均衡を失した、または過度の負担が存在しないことを前提としている。これは、他の手段で過度な負担とならないものがないか試されたうえで、なお行えない場合であり、合理的配慮における支援に含まれないかどうかについては必要に応じて検討することになる。また、過度な負担を理由に配慮を断る場合、配慮を求めた本人に対してその理由を説明しなければならない。

合理的配慮には含まれないものの具体例

1. 教育に関わる本質的な変更を伴うもの

- ◇ 実習や作業をしたりディスカッションしたりする授業を座学に変更するなど、教育プログラムの性質を根本的に変更すること
- ◇ 試験の問題を簡単にすることや合格の基準を低くすることなど、単位認定基準や卒業要件を緩和すること
- ◇ 外国語を聞いて直接理解することを目的とした授業で、手話通訳を介すること

2. 物理的制約、財政上・管理上の甚だしい負担を伴うもの

- ◇ 成績管理上の制約を越えてレポート課題の期限を延ばすこと
- ◇ 試験実施における管理上の制約を越えて試験時間を延長すること

3. 人的な装置・サービスの提供

- ◇ 個人に対して車椅子や眼鏡やアテンダントを提供すること
- ◇ 限局性学習障がい(SLD)、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、自閉症スペクトラム障がい(ASD)等の専門性のある学習チューターを個別提供すること
- ◇ 学外でのイベント会場まで人員を出して車椅子を押す移動支援を行うこと
- ◇ 自宅等での自学自習において代読サービス等を行うこと
- ◇ 学修とは直接に関係しない課外活動に対して支援を行うこと